

令和5年度 琴浦町進学奨励金給付の申請について

琴浦町では、子どもたちの進学を支援するため、琴浦町進学奨励金制度を設けています。

対象者

- ①琴浦町内に住所がある人
※入寮等の理由により町外にある場合はご相談ください。
- ②高等学校、高等専門学校に在学している人
- ③申請者（生徒本人）の保護者の、令和5年度分町県民税所得割に係る課税標準額の合計が150万円未満
①、②、③すべてを満たす方が対象です。

給付額と給付回数

- 月額5,000円（年額60,000円）
年3回に分けて給付します。
- ①8月下旬（4～9月分）
 - ②10月下旬（10～12月分）
 - ③1月下旬（1～3月分）

受給するためには
毎年申請が
必要です



申請に必要な書類

(1)進学奨励金給付申請書 および 在学状況調査同意書兼委任状

この説明書には、申請書・同意書兼委任状が添付してあります。

また下の窓口からも取得できます。

- 琴浦町教育委員会（まなびタウンとうはく 3階）
- 琴浦町役場本庁舎 町民生活課
- 琴浦町役場分庁舎 総合窓口
- 琴浦町ホームページよりダウンロードして印刷

(2)在学証明書

在学している学校から取得できます。

(3)保護者の令和5年度町県民税所得割に係る課税標準額を証明する書類

①または②どちらかを持参してください。

- ① 令和5年度町県民税納税通知書のコピー
- ② 令和5年度町県民税課税証明書の原本（町県民税が非課税の人）
（②は6/1（木）から役場本庁舎町民生活課または役場分庁舎総合窓口で取得できます。
手数料として300円必要です。）※別紙を参照してください。

※両親2人分の書類が必要です。ひとり親の場合は1人分で構いません。

受付期間

令和5年6月1日（木）～7月14日（金）

裏面もご覧ください。 

その他 注意事項

※期間を過ぎても申請できますが、その場合、申請のあった月分からの給付となります。

※受給方法は申請者（学生本人）の〔口座振り込み〕のみとします。窓口での受け取りはできません。

※給付決定者の在学状況調査を琴浦町から各学校に対し行います。申請時に調査同意書を提出いただきますが、学校によっては調査に協力いただけない場合があります。その場合は3月ごろ、申請者に在学状況の確認を行いますので、ご了承ください。

※年度途中で学校を退学・休学された方、また町外に転出される方は、対象から外れますので、必ず教育委員会に申し出てください。

提出物・持っていくものチェックシート

申請の用意ができましたら、もう一度このチェック欄でチェックしてみましょう。

| チェック欄 | 提出するもの・持っていくもの |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 申請書 |
| <input type="checkbox"/> | 在学状況調査同意書兼委任状 |
| <input type="checkbox"/> | 在学証明書 |
| <input type="checkbox"/> | 課税標準額を証明する書類 ① 令和5年度町県民税納税通知書のコピー ② 令和5年度町県民税課税証明書の原本 } ※①②のいずれか ※ひと家庭で2人以上の申請をされる場合（高校生のきょうだいがいらっしゃる）は、2人目からはコピーでかまいません。 |
| <input type="checkbox"/> | 印鑑 ※押し忘れ、訂正の際に必要です。 |
| <input type="checkbox"/> | 通帳（学生本人名義） ※申請時に支店名、口座番号等に間違いがないか確認させていただきます。 |

提出・問合せ先

琴浦町大字徳万266番地5
生涯学習センターまなびタウンとうはく3階
琴浦町教育委員会事務局教育総務課
電話：52-1160 ファクス：52-1122